

# 東京都がん診療連携協議会の役割及び組織図

## 東京都がん診療連携協議会の役割

東京都がん診療連携協議会設置要綱  
(設置)

第1条 東京都のがん医療を充実させ都民に高い水準のがん医療を提供するとともに、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。)、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院並びに東京都がん診療連携協力病院(以下「国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院」という。)の連携体制を構築するため、国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院並びに医療関係者等で構成される「東京都がん診療連携協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 東京都内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うとともに、診療の質向上につながる取組に関して検討し、実践するため、協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。
- (2) 東京都内の国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院の診療実績等を共有すること。(地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。)
- (3) 東京都内におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。
- (4) 東京都内における国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。
- (5) 東京都内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
- (6) 東京都内における国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
- (7) IIの3(1)に基づき東京都内におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。
- (8) 東京都内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- (9) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(以下「国協議会」という。)との体系的な連携体制を構築すること。
- (10) 国立研究開発法人国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に東京都内で共有される体制を整備すること。

(会長及び組織)

第3条 協議会に会長を置き、都道府県がん診療連携拠点病院の院長をもって充てる。

2 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 協議会は、国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院の代表者、公益社団法人東京都医師会の代表者、関係行政機関の代表者及びその他会長が必要と認める代表者を委員とし、組織する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を出席させることができる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

4 協議事項のうち特に議決を要するものは、原則として、出席委員の全会一致で決するものとするが、議長が必要であると認める場合は、過半数で決することができる。その際、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第2項の定めにより出席した者は、議事の決定に加わることができる。

(専門部会)

第5条 協議会には、専門的事項の検討を分掌させるために、専門部会を置くことができる。

2 設置する専門部会は、「がん登録部会」、「研修部会」、「クリティカルパス部会」、「相談・情報部会」、「評価・改善部会」及び「緩和ケア部会」とする。

3 前項に定めるもののほか、会長は、特に必要があると認めるときは、その他の専門部会を設置することができる。

4 専門部会は、協議会を構成する各病院長が推薦する当該病院の職員をもって組織する。

5 会長は、当該国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院の同意を得て、専門部会の運営を担当する国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院(以下「部会長病院」という。)を指名するものとする。

6 専門部会には部会長を置き、部会長病院の職員をもって充てる。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。

8 専門部会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。

9 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、東京都立駒込病院に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会(専門部会を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

## 東京都がん診療連携協議会組織図

